

千葉県農業労働力確保県域戦略会議設置要領

(目的)

第1条 近年、本県農業における労働力不足が深刻化しており、雇用労働力の導入及びその確保が農業生産の維持・拡大を進める上で課題となっている。

そこで、従来の担い手確保対策に加え、多様な雇用労働力の確保に向け各関係機関の相互連携による対策を戦略的に進めるため、千葉県農業労働力確保県域戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(取組事項等)

第2条 戦略会議は、県域における次の事項について取り組むものとする。

- 一 農業労働力に関する情報収集、周知及び発信に関すること。
- 二 農業労働力に関する実態調査に関すること。
- 三 農業労働力のマッチングシステム及びデータベースの構築の検討に関すること。
- 四 外国人材の確保及び受入体制の検討に関すること。
- 五 地域検討会議との連携に関すること。
- 六 関係機関との各種調整に関すること。

2 戦略会議において、構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(組織)

第3条 戦略会議の構成員及びオブザーバーは、別表のとおりとする。

- 2 戦略会議は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。
- 3 事務局は、構成員と協議の上、構成員を変更することができる。

(事務局)

第4条 戦略会議の事務は、千葉県農林水産部担い手支援課（以下「事務局」という。）において処理する。

(会議の招集)

第5条 事務局は、構成員及びオブザーバーを招集し戦略会議を開催する。

- 2 構成員及びオブザーバーは、戦略会議の議事に鑑みて適当な職位の者を会議に出席させることができる。
- 3 事務局は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(地域検討会議)

第6条 戦略会議は、県内各地域の実情に即した検討を進めるため、地域検討会議を設置する。

2 地域検討会議の名称、構成員及び運営については別に定める。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、戦略会議の組織及び運営に必要な事項は戦略会議において定める。

附則 この要領は平成30年11月1日から施行する。

別表

1 構成員

機 関 名	備 考
・千葉県農業協同組合中央会 ・全国農業協同組合連合会千葉県本部 ・一般社団法人千葉県農業会議 ・公益社団法人千葉県園芸協会 ・千葉県（農林水産部担い手支援課）	事務局

2 オブザーバー

機 関 名	備 考
・千葉労働局	